

## 高齢者等への電話による見守り事業の実施について

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症による外出自粛の影響により、高齢者等における社会的な孤立化の問題が深刻化するとともに、認知症や要支援・要介護状態の悪化が懸念される。

そのため、高齢者等への電話による見守りを緊急的に実施し、社会的な孤立化を未然に防ぐとともに、心や体の不安の解消に取り組む。

併せて、生活不活発による健康二次被害を防止するため、高齢者等がいつでも健康相談等できるよう、医療専門職が配置された24時間体制の電話相談窓口を設置する。

### 2 事業内容

#### (1) 事業概要

本人の希望により、週1～3回程度（1回約10分）、区が設置するコールセンター職員が高齢者等の自宅に電話し、ご本人の心や体の不安に寄り添った見守り活動を行う。

また、当該事業を利用する高齢者等がいつでも健康相談等できるよう、看護師や保健師が配置された24時間体制の電話相談窓口を設置し、高齢者等に対する助言を行う。

なお、当該事業を通じて、コールセンター職員が異変等を感じた場合には、事前に登録された緊急連絡先へ情報提供を行う。

#### (2) 対象者

区内に住所を有し、以下の要件をすべて満たす方

- ①見守りを希望する原則65歳以上の方。
- ②固定電話又は携帯電話をお持ちの方。

### 3 今後のスケジュール

令和3年6月 区報・ホームページ等で周知

7月 高齢者等への電話による見守り事業の開始